第25号議案

令和4年度蒲郡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度蒲郡市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)病床数	382床
(2)年間患者数	278,900人
入院患者数	109,500人
外来患者数	169,400人
(3)一日平均患者数	1,000人
入院患者数	300人
外来患者数	700人

(4) 主要な建設改良事業

新棟建設基本設計委託料 51,282千円 建物設備改良工事費 118,000千円 器械備品購入費 221,800千円 (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入			
第1款 病院事業収益	益		9,	760,	800千円
第1項 医 業 収	益		8,	125,	8 1 1 千円
第2項 医業外収	益		1,	634,	959千円
第3項 特 別 利	益				30千円
支		出			
第1款 病院事業費月	用		9,	850,	800千円
第1項 医 業 費	用		9,	604,	286千円
第2項 医業外費	用			226,	494千円
第3項 特 別 損	失				20千円
第4項 予 備	費			20,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額596,800千円は過年度分損益勘定留保資金596,800千円で補てんするものとする。)。

収		入			
第1款 資本的収入				713,	200千円
第1項 企 業	債			138,	600千円
第2項 出 資	金			574,	3 4 1 千円
第3項 固定資産売却代	:金				100千円
第4項 投資償還	金				159千円
支		出			
第1款 資本的支出			1,	310,	000千円
第1項 建 設 改 良	費			441,	877千円
第2項 企業債償還	金			853,	501千円
第3項 投	資			14,	6 2 2 千円
(債務負担行為)					

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと 定める。

単位:千円

事 項	期間	限度額
新棟建設支援業務委託事業	令和5年度	15,000
新棟建設実施設計委託事業	令和5年度	150,000
看護師等修学資金貸付金	蒲郡市看護師等修学資金 貸与条例に基づき、令和 4年度において貸与を決 定した期間	蒲郡市看護師等修学 資金貸与条例に基づ き、令和4年度におい て貸与を決定した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと 定める。

単位:千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
手術室改修事業	110, 000	証書借入 借和す事別債は度借と 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	3.0%以内 (ただし、利 率見直しし、 式で借り入 れる資金に	借入先の融資 条件による。 ただし、企業
医療機器等整備事業	28, 600		況等により起 債額の全部又 は一部を翌年 度に繰延べて 借り入れるこ	ついて、利率 の見直を 行ったは、 おいては、 当 該 見直 の利率)
計	138, 600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 収益的支出の医業費用、医業外費用及び特別損失間の相互における流用
 - (2)資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に 流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を 経なければならない。
 - (1) 職 員 給 与 費

4,991,103千円

(2) 交 際 費

1,400千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,367,540千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	カメラシステム	一 式

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴 木 寿 明